

「留学生在職するにあたっての在留資格の変更について」

法務省入国管理局総務課 法務専門官 佐藤 浩朗

法務省入国管理局の佐藤と申します。本日は、留学生在職するにあたっての在留資格に関しましてお話をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。本日お配りいたしております資料に基づきましてご説明いたします。資料1から4ということでお配りしています。

在留資格とは何かということですが、日本に来る、あるいは在留する外国人はフリーで日本に在留できるわけではありません。資料1をご覧ください。資料1を閲覧いただければと思っておりますけれども、それぞれ日本で行う活動に沿った在留資格というものが規定されています。従いまして、日本にいる外国人はこの資料1に掲載されているいずれかの在留資格の許可を得て日本に在留しているということになります。留学生につきましては、ページ番号ございませんが、2ページ目の一番下の段、4の表の所のすぐ下に「留学」という在留資格がございます。留学生につきましては、この「留学」という在留資格の許可を得て日本で学んでいるということになります。その留学生在職にあたって日本で就職をしたいと、日本で働きたい、そういった場合にどうなるかといいますと、「留学」の在留資格のままでは日本で働くことはできませんので、就労できる在留資格への変更が必要となってきます。その就労の在留資格はどんなものがあるかといいますと、資料1の1ページ目に戻りますけれども、1の表、「外交」、「公用」は外交官などの方が対象ですけれども、以下「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、次の2の表では「高度専門職」、「経営・管理」と続きまして、この辺がいわば就労できる在留資格ということになります。日本で働くという場合には、「留学」からこれら就労の在留資格のいずれかの変更許可を受けなければ、日本で就労することはできないということになります。

実態を申し上げます。資料2でございますが、5ページをご覧ください。5ページに留学生からの就職目的の処分数等の推移というのがございまして、これが今申し上げた、「留学」という在留資格から就労の在留資格へ変更をした数がこちらに記載されているということになります。平成25年は処分数1万2793名。このうち、就労の在留資格への変更許可を受けた者がその下、1万1647名。残念ながら不許可になってしまった者が1146名となっています。処分数に占める許可数の割合は9割以上を占めているということになります。実際の内訳でございますけれども、次の6ページ、ちょっと細かいですがご覧ください。この6ページの表の一番上の所に主な就労の在留資格が列挙されています。一番左から、「人文知識・国際業務」、次に「技術」、「教授」と続いておりますけれども、数といたしましては、この「人文知識・国際業務」、そして「技術」、この二つでほとんどを占めていると、許可を受けた1万1647名のうちほとんどがこの二つの在留資格への変更であったということになります。一番下の所に「人文知識・国際業務」がトータル7962名。「技術」の在留資格への変更許可を受けた者が、トータル2428

名ということでございまして、この二つを合わせれば、もう1万人を超えているというような実態がございまして、その次に10ページをご覧くださいただければと思いますが、業種別許可人員の推移ということでございまして、上のほうが製造業で、下のほうが、見にくいんですが、非製造業となっていて、真ん中のほうに商業貿易などがございまして、これが一番多くございまして、平成25年で2726名ということでございまして、続きまして、コンピューター関連、教育と続いています。次に14ページをご覧くださいただければと思いますが、職務内容の推移でございまして、一番多いのが、翻訳通訳ということで、平成25年で2773名。次が販売営業、2743名。以下、情報処理、教育というふうが続いております。実態としては毎年大体同じような傾向を示しているところでございまして。

一番許可を受けた人数が多い「人文知識・国際業務」と「技術」でございまして、この6ページの表では二つに分かれてございまして、実は今年の4月、この二つが統合されて「技術・人文知識・国際業務」という一つの在留資格になりました。これはなぜかと申し上げますと、資料3をご覧くださいただければと思いますが、昨今、学校を卒業して就職するにあたっていろんな多様化が見られるところでございまして、例えば文系の学問を学んでいるけれども、実際は理系に近い業務をする方がいたり、あるいはその逆であったりというようなことで、「技術」という在留資格と、「人文知識・国際業務」という在留資格を二つに分けていると、どうも在留審査上も煩雑になりますし、外国人にとっても不明確な部分があるということでございまして。簡単に言ってしまうと、文系の方が「人文知識・国際業務」の在留資格、理系の方が「技術」の在留資格を得るのが最も典型的なパターンでございまして、昨今、明確に文系理系で分けることが難しい職務に従事するような人も出てきているということで、二つに分けておく意味、意義というのも、この時代の流れとともに薄まってきているということで、今年の4月に一本化したということでございまして。中身の要件は、全く変わってはいません。この資料3、これにつきましては、どのような人たちが、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の許可を得られるのかということについて、典型例を示しています。資料3の真ん中ほどにございまして、典型的な事例が列挙されています。例えば、典型的な事例から二つ目の丸。本国において工学を専攻して大学を卒業しソフトウェア会社に勤務した後、本邦のソフトウェア会社との契約に基づき、月額約35万円の報酬を受けて、ソフトウェアエンジニアとしてコンピューター関連サービスに従事するもの。これが一番分かりやすい例でございまして。工学を専攻してソフトウェアのエンジニアとして働く。今年3月までであれば、「技術」という在留資格に該当した方でございまして。次の2ページ目をご覧くださいただければと思いますが、区分けはしていませんが、下から六つ目の丸が3月までであれば「人文知識・国際業務」という文系の業務に従事する人たちの典型事例を示しているものでございまして。ざっとご覧いただければと思いますが、経営学を専攻してというようなものもございまして、会計学を専攻して会計業務に従事するというような事例がこちらに書いてあります。これまで「技術」の在留資格を認められていた人と「人文知識・国際業務」の在留資格を認められていた人、それを合わ

せた人たちがここに典型事例としてまとまっているわけですが、こちらに記載はございませんが、先ほど申し上げましたように、例えば経営学を学んでいる方が、経営システムを学んで、実際就職するときには経営のシステムのエンジニアとしての業務が相当の割合を占める業務に従事する方も出てきていると。こういう方たち、今まで「技術」なのか「人文知識・国際業務」なのかというところで、非常に不明確でしたが、このたび一本化されましたので、「技術・人文知識・国際業務」という在留資格に該当するというふうに分かりやすくしたというようなことでございます。

その他に、最後、資料4で高度人材ポイント制をご紹介させていただきたいと思います。高度人材ポイント制といいますのは、資料4の裏でございますけれども、ポイント計算表というものがございまして、上から学歴・職歴・年収、数字で30、20と書いてあるものが記載されていますが、この数字がポイントでございます。ここに列挙されている項目で自分が該当するものを、そのポイントを足し上げていって70点に達した方、この方が高度人材として認定されます。高度人材として認定を受け、様々な優遇措置を受けられるというのが、ポイント制度でございます。1枚目に戻っていただきまして、下のほう、オレンジの部分がございまして、これが高度人材が受けることができる優遇措置でございます。高度専門職という在留資格、これは高度人材専用の在留資格でございますが、高度専門職1号2号というふうに分かれています。1号と2号の違いは何かといいますと、2号は在留期間が無期限ということでございます。いわば永住者と同じでございます。高度専門職1号で3年以上日本に在留している方が、高度専門職2号に移ることができます。優遇措置はこちらに記載してありますとおり、1号の場合ですが、①から⑦ということで記載してあります、特に⑤の親の帯同ですとか、⑥の家事使用人の帯同、これが外国人の高度人材と言われる方たちについてはこの需要が高いというようなことがございまして、このポイント制を導入するにあたって、この部分を優遇措置として設けて、より多くの高度人材を引き付けるような制度にしているところでございます。この高度人材ポイント制でございますが、当然「留学」の在留資格からこの「高度専門職」という在留資格への変更も可能でございます。先ほど申し上げたポイントで70点を満たさなければならないというような要件がございますが、留学生からの直接の変更も可能でございますし、さすがに卒業したばかりの新人だからポイントは満たさないということであっても、例えば「技術・人文知識・国際業務」という他の就労資格で、まずは日本で働くと、そのうち年収も上がっていくと、実務経験も積んでいくと、そうするとポイントで70点満たすようになると、そうするとこの高度人材として認定を受けて、様々な優遇措置を受けることができるというようなパターンもあろうかと思えます。

我が国は、少子高齢化社会を迎えておりますし、経済のグローバル化ということも進んでおりまして、高度の外国人材を受け入れるということは、我が国にとっても非常に重要な政策の一つということでございまして、この高度人材ポイント制を活用しながらより多くの外国人の高度人材の方に来ていただければと考えていますので、こういう「技術・人

文知識・国際業務」という在留資格に一本化されたことに加え、高度人材ポイント制という制度があることをぜひ本日知っていただき、外国人の方と接するときに、こういう制度をご案内いただき、多くの外国人の方に活用してもらえればというふうに考えております。以上、時間オーバーしていますが、私からの説明は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。